

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

No. 17

発行：2010年6月1日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oom/>

厚木爆同 鈴木保 委員長急逝

委員長の遺志を第四次爆音訴訟の完全勝利で飾ろう



「故 鈴木 保委員長を偲ぶ会」を開催します

日 時：6月27日（日）午後2時～5時

会 場：大和綜合ホール

大和市西鶴間6-1-5（鶴間駅より徒歩12分）

参加費：1,000円【献花と会食（懇親）】

主 催：厚木基地爆音防止期成同盟

※参加ご希望の方は、事務所又は各支部長までご連絡下さい

4月27日の未明、厚木爆同の鈴木 保委員長が急逝されました。

前日の26日、第四次厚木爆音訴訟の口頭弁論に、いつものように参加され、そのあとの報告集会では多くの原告を前に、裁判と反基地運動の重要性を説きながら「皆で裁判勝利にむけて頑張ろう」と激励挨拶をしその帰途、横浜駅で容体が変化、タクシーで家に向かう途中病院に運ばれそのまま帰らぬ人となりました。あまりに突然のこと、今も胸を締め付けられます。

「爆音のない平和で静かな生活をしたい」そう訴えて、生涯を通じて反基地平和運動に従事した指導者でした。鈴木委員長が残した最大の功績は国家権力を相手に三度にわたる裁判を起こし「厚木基地の爆音は、受容限度を超える違法状態にある」とする判決を勝ち取り「違法爆音は止めろ」とする具体的な反基地運動の目標を後世に残したことでしょう。

そして、行政訴訟・民事訴訟と云う新たな手法で「飛行差止め請求」を掲げ第四次訴訟はこれまでの「違法状態の爆音判決」をさらに前進させ新しい運動を築こうとした鈴木委員長の悲願とも云うべき思いを込めた闘いでした。その裁判の結果を待たず逝去されたことは本当に悔やまれてなりません。

今年は厚木爆同結成50年の年に当たりますが、爆同50年の歴史は鈴木委員長がつくりあげた歴史と云っても過言ではないと思います。

心よりご冥福を祈るとともに、私達は鈴木委員長の遺志を継いで、当面する第四次爆音訴訟を立派に成功させ、爆同50周年の歴史を更に大きく前進させていかなければならないと思います。

第四次厚木爆音訴訟原告団
団長 藤田 栄治



3月14日(日) 第3回代議員総会を開催

2010年 活動方針・予算決まる



活動方針の詳細は原告団ニュース16号をご覧下さい

第四次訴訟原告団 第3回代議員総会が3月14日（日）13時30分から、大和市勤労福祉会館で開催されました。今回の総会幹事支部は大和第1支部と第2支部が担当しました。

定刻、加藤清一郎 大和第1支部長の司会で開会。議長に大和第1支部 中山浩彰さんを選出し、総会事務局長に荻窪幸一副団長、書記に大和第2支部 山口繁美さん、譲事録書名人に大和第2支部 小川義郎さんと 小野清輝さんがそれぞれ選出されました。

引き続き、荻窪総会事務局長より代議員総数 2,000名のうち、出席代議員 1,16名、委任状 48名、計 1,64名で過半数を超えたことが報告され、原告団規約第28条第1項により総会の成立が宣言されました。（最終的には、出席代議員 1,30名、委任状 49名、計 1,79名）

藤田原告団長のあいさつ、ご来賓の横田・基地被害をなくす会（横田基地飛行差し止め訴訟団）の福本道夫事務局長から「横田訴訟団は解団して、新たな訴訟団の立ち上げ準備を行っている。厚木訴訟を手本にして結成に向けて努力したい。ご支援を願う」とのあいさつを頂きました。

さらに、中野新弁護団長よりご挨拶を頂き、社民党・福島党首、大和・綾瀬・海老名・座間・相模原各市長や、全国の各訴訟団からのメッセージ12通が披露され、議事に入りました。

第1号議案「2009年活動報告 および 2010年活動計画（案）」「2009年弁護団活動報告 および 2010年活動計画（案）」

第2号議案 「2009年会計報告 および 会計監査報告」

第3号議案 「2010年予算（案）」

議長から、以上3件の議案について一括審議が提案され、承認された。

第1号議案「活動報告 および 活動計画（案）」が、斎藤英昭原告団事務局長、「弁護団活動報告 および 活動計画」が、石黒康仁弁護団事務局長

第2号議案と第3号議案「会計報告 および 予算（案）」が、斎藤昌民会計、「会計監査報告」が、飯森昭男会計監査から、それぞれ提案説明がなされ、質疑応答を経て採決の結果、満場一致で承認されました。

「第3回代議員総会アピール（案）」が岡本聖哉事務局次長により提案され、全員の力強い拍手で採択されました。

総会の締めとして、幹事支部を代表して、大和第2支部三澤金一郎さんのあいさつで、午後3時40分「第3回代議員総会」を閉会しました。

総会終了後、原告団・弁護団・支援組織・友誼団体の約100人の参加で、「原告団交流集会」が和やかな雰囲気の中で開催されました。

第10回と第11回口頭弁論が開かれました

第10回 口頭弁論が2月17日(水)、第11回 口頭弁論が4月26日(月)にそれぞれ開かれました。

1. 第10回 口頭弁論 2月17日(水) 13時30分 開廷

裁判長がこれまでの 北澤 章功裁判長から 佐村 浩之裁判長に代わりました。これに対応して、弁護団では新裁判長にこれまでの裁判での争点や経過を理解して貰うために「更新弁論」を行いました。佐賀弁護士は民事訴訟について、爆音被害対策での被告・国の無策、厚木基地の管理権、過去の言い古された被告・国の反論、墜落・部品落下の危険性などを強い口調で主張し、裁判の早期決着と国への附罪を要請した。

福田弁護士は行政訴訟について、「飛行差し止め請求」は、民事訴訟のみで争って来たが、今回は行政訴訟と併せて提訴した。「何故に行政訴訟か」を述べ、厚木基地の滑走路の管理権を自衛隊が有すること、これまでの口頭弁論でほぼ議論は終了している。早急に証拠調べを含む実質的な審理に入らるよう要請した。

また、原告意見陳述では、大和市上草柳3丁目(8.5W地域)在住の斎藤 厚子さんが、主婦・母親の立場から家庭での日常生活に及ぼす爆音被害について陳述されました。

2. 第11回 口頭弁論 4月26日(月) 13時30分開廷

原告弁護団から本日提出した準備書面の要点を裁判官に説明しました。詳細は、新 関 拓也弁護士の報告をご覧下さい。さらに、大和市西鶴間3丁目(9.0W地域)在住の山口 繁美さんが自らが経営される幼稚園長の立場から、爆音に曝される園児の状況や、幼稚園の行事で度々中断される爆音の酷さなどを、怒りを込めて述べられました。

第10回口頭弁論

原告意見陳述全文

大和市上草柳在住・斎藤厚子さん(主婦)



1. 私は大和市上草柳に住む斎藤厚子と申します。昭和33年7月7日、静岡県富士市、富士山のふもとの、のどかな村で生まれ育ちました。そして、昭和58年6月、24歳の時、今家の嫁いきました。それ以来27年間、義父母と主人とともにずっとこの地で暮らし、二人の子供を育てました。

2. 正直結婚するまで、厚木飛行場の存在すら全く知りませんでした。ですから、嫁いできた直後の夜中、突然のものすごい音に、最初、音というより地震? 山崩れ? 何? と飛び起きるなり、しばらく動悸がひどく体の震えがとまらなく、朝まで震えていた時の恐ろしさは、今でも忘れられません。こんな環境はありえないだろう、爆音と墜落などの危険にさらされ続けながらの生活、ここは平和な日本じゃないの? 戦場じゃあるまいし。絶対におかしいと思います。

3. 我が家は、厚木基地北側から約1キロ弱のところにあります。つまり、基地の中でジェット機はどの飛行準備のエンジン調整している音も響いてくる距離です。朝からそのエンジンの音が響き始めると、「ああ、飛ぶんだな、今日もうるさくなるんだろう」と察しが付き、とたんに頭痛が起ります。

先日も、朝7時から、エンジン音がゴーッと、2時間も止まることがなくなり続け、また、時々大きく強くエンジンを吹かす音が繰り返されます。まるで電車のトンネル内にいる時の様な感じが何時も続くのです。そしてその内案の定、戦闘機が爆音を立てて、空に向かって、一機、また一機と次から次へと矢のごとく飛び立っていきます。

4. ベランダで洗濯物を干していると、家の西側の低い空から急上昇して次々とジェット機が飛び立っていく様子がよく見えます。そしてしばらくして、今度はそれが順に着陸します。民家の屋根の直ぐ上を金属的な音を立て、またエンジンを不規則に吹かしながら、着陸態勢で南の滑走路に進入してきます。

ときには2~3機一斉に飛来することもあります。そんな場合、着陸するときは、着陸の順を待つのに、ジェット機は上空を大きく旋回しながら、待機しているのです。その旋回するジェット機が近づくたび、私達は、爆音はもちろん、事故の不安にもさらされているのです。

5. 二人の子どもが小さい時の事です。まだ本当に生まれて間もない時、ジェット機が飛び始め、思わず眉間にシワを寄せるのに気がつきました。それまでスヤスヤと気持ちよく眠っている赤ん坊が顔をしかめたのです。もちろん言葉も話せない赤ん坊ですから「うるさい」「苦しい」、そんな気持ちを表情に出しかねません。

私は、思わず、あーあ、こんな生れたときから、眉間にシワを寄せる事を覚え、これからもずっと我慢の生活が始まるんだなと、ショックを受けました。

6. そして、娘の小学校の授業参観に行った時の事です。授業中、いつもの様にジェット機が何機も何機も飛んでいき、そのたびに何度も授業が中断されるのです。ジェット機が飛び始めると、もちろん先生の声は聞こえなくなり、とたんに先生も生徒も動きがとまり、静かになるまでじっと待つしかないのです。数分し、もういいかなと先生が続きを説明し始めると、またジェット機の近づく音が聞こえ始め、するとまた先生は話をやめます。爆音が教室中になりひびき、音がだんだん遠くなるまで授業はストップです。

こんなことの繰り返しで40分の授業は何回も中断され、あつという間に授業終了の鐘が鳴ります。とても落ち着いて勉強に集中するなどできるわけがありません。

7. この陳述書に添付したチラシの写真を見て下さい。

これは、2000年のエアショーのときの写真ですが、大きく写っているのは息子、娘が通っていた草柳小学校です。当時、娘が小学6年生、その日は小学校の運動会の日でした。ちょうど娘が運動会終了後片付けをし、まだ学校にいる時の事だったそうです。娘は、さすがに息が止まつたと言っています。写真の真ん中、校舎と体育館の間に写っているのは、まさしく戦闘機です。こんなに低く飛んできました。「これは合成写真ではありません」と注意書きがありますが、まさにこの戦闘機が、大和市の上空、校舎のすぐ上を平然と飛んでいるのは誰が見ても異常な光景ではないでしょうか。

子ども達からは「何でこんなところに住んでいるの?」と言われたこともあります。そんな時、親としては「仕方がない」というしかありません。私達は、この爆音から逃げようがないのです。

8. 食事時、どこの家庭でも唯一家族みんながそろう時間です。

「一日の出来事」「楽しかった事」「明日はこんなことするんだよ」と和気あいあいと話のできる時。ところが爆音はまるで申し合わせたかの様に、昼食時、夕食時にやってくるのです。ひとたびジェット機の爆音が始まれば、食卓の向かい側に座っている家族の声すら聞こえません。

防音工事をして頂いた窓、全部締め切っても話している内容は聞き取れません。だからといって大声張り上げてまで話しながら食べますか? 第次に会話をとぎれもうただ、もくもくと黙って食べるしかありません。大切な家族の団らん、せっかく考えて作ったおかずも美味しいのかまずいのか、主婦としてもはりあいのない事です。

9. 主人は、JR東日本旅客鉄道の社員で、田端駅まで2時間近くかけて通勤しています。現在、週2回程の夜勤があり、夜勤明けにはクタクタになって午前11時頃帰宅、そして一時間後には布団に入り寝るのですが、爆音がひどいときは「この音かんべんしてくれよ」と言いつながら起きてしまうこともあります。夜勤明けの主人が疲れて帰ってきて、家でゆっくり休む事もできないのは、私にとって本当に辛いです。

基地の周辺では、様々な生活パターンの人が大事な時間を過ごしています。昼間の飛行騒音だから影響が少ない、など言うことはないのです。今では「退職したら静かなところに住みたい」というのが主人の口癖になっています。

10. 裁判官のみなさん、この爆音を体感してください。

以前検証に来られた時、あまり飛ばなかったと聞きました。本当の張り裂けそうな音、爆音をわかってもらえたかったのではないかと、悔しくて悔しくなりませんでした。ぜひ一週間でも10日でも、どうぞ私の家にお泊りになってお腹の底からひびく爆音と振動を感じてみてください。そして日常生活の中で爆音と危険を気にしながらの暮らしとはどういうものか実感してほしいのです。

11. 私は、米軍の兵士に、そして私たち日本人を守るはずの自衛隊員一人一人に言いたいです。あなた方の幼いかわいいわが子がスヤスヤ寝ている上を平然とバリバリと音を立てて戦闘機を飛ばすことが出来ますか? また、年老いた自分の親が病気で寝ているその枕元、ゴーとすさまじい音をたて、こんな飛び方もできるんだぞ、と戦闘機で飛ぶ事が出来ますか? どう考えてもおかしくないですか? すがすがしい青空を戦闘機が我がもの顔で気持ちよく飛び回り、なんで私達が防音工事をしてくれたからと言って、窓を閉め切り、部屋で我慢しなくてはいけないんですか?

12. 私自身、おだやかな環境で育ってきたからこそ、特に思います。私達がほしいのは防音工事や補償金の問題ではないのです。窓をいっぱいに開けひろげ、自然の風と日差しが入ってくるごく普通の生活をしたいだけなんです。一日も早く、いざれいつか授かる孫のためにも、爆音のない空にしておきたいと、切に願います。

第11回 口頭弁論報告

墜落・落下・油煙・振動被害主張

弁護士 新開拓也



平成22年4月26日（月）午後1時30分から、横浜地方裁判所101号法廷にて、第11回口頭弁論期日が開かれました。冒頭で原告・被告双方から書面及び証拠等の提出があり、その後、裁判官に分かりやすく伝えるために担当弁護士が口頭で各書面の要点を説明、林戸弁護士から、厚木基地に関連する航空機等の墜落事故や部品落下事故が発生していることを具体的に指摘した上で、人口密集地域にある厚木基地周辺では航空機事故の具体的危険性があることを主張、基地周辺住民は航空機の爆音だけでなく、航空機の墜落や部品落下等の不安を感じていることを訴えかけました。

続いて、佐藤弁護士から、基地周辺住民は航空機の排ガスのことを「油煙」と表現していることを紹介しながら、航空機の飛行経路下の住宅には排ガスが降り注いでいることを指摘し、航空機による振動については、家屋に対する物理的影響を問題にしているのではなく、家屋内の住居者に対する不安感や不快感を問題にしていることを改めて主張しました。

次に、福田弁護士からは、騒音の性質、W E C P N L論、健康被害に関する書面を民事訴訟だけでなく行政訴訟でも提出したことと説明し、行政訴訟について速やかに本案審理に入るよう求めました。

他方、国側は、原告側が提出したアンケート結果を分析して、視聴障害、会話妨害、勉強・仕事・読書等の妨害が各人事に共通していないとの内容の書面を提出しました。これに対し、岡部弁護士から、国側の共通被害の捉え方が過去の最高裁判決に照らして誤っていること、住民らは静穏な生活を享受する利益という意味で共通被害を被っており、各被害項目はその現れにすぎないこと等を弁論の場において口頭にて即座に反論、最後に、大和市西鶴間の山口さんが意見陳述を行いました。冒頭でジェット機の音は「騒音」ではなく「爆音」であると述べた上、幼稚園長としての立場から、爆音による幼稚園行事の妨害、園児が恐怖を感じている様子などのエピソードを語り、爆音をなくしてほしいと切々と訴えかけました。

今後の進行ですが、今年7月から来年2月にかけて原告本人尋問を実施し、その後、飛行差し止めの適法性や健康被害についての研究者尋問を請求する予定です。また、爆音の実態は、爆音そのものを体感しなければ分からることから、裁判官に爆音を体感してもらうべく今後も引き続き検証の実施を強く求めていきます。

第11回口頭弁論

原告意見述書全文



大和市西鶴間在住 山口繁美さん（幼稚園園長）

意見陳述書をのべさせていただきますが、その中でご理解頂きたいのは、ただ一つ、我々がさらされているのは騒音ではなく、爆音であることです。

騒音は日常生活の中にある音が必要以上に大きくなっているものであり、爆音は日常に無い、非日常音で、かつ、強烈な、耐え難いものであることです。この一点を是非、ご理解頂きたいと思います。

1. 私は、大和市西鶴間3丁目に住む山口繁美と申します。私は、昭和22年5月9日生まれの62歳です。

私は、小学校3年生の4月から現在の住所地に住んでおり、この爆音地域には55年以上も住んでいます。私の家は、厚木基地の北1700メートルのところにあり、ジェット機の進入路の東端に位置しています。私は「つるま幼稚園」の園長を努めており、幼稚園は私の家の隣にあります。

2. ジェット機は2、3機の編隊で飛んできて、順次旋回し、10秒から20秒間隔で着陸態勢に入ります。その際、連続して爆音を撒き散らします。ジェット機は、エンジンを絞ったり、吹かしたりしながらスピードを落としていくので、地上にいる私たち住民にとっては、爆音の波が繰り返し押し寄せてくる感じです。そのときの爆音は、言葉では表現しようがないほどのですさまじい重低音です。何か物が爆発したのかと思わせるような、身体の奥底に振動のように伝わってくる恐ろしい音なのです。最近では、ジェット機の機種が変わってエンジンの出力も上がったためか、昔に比べて格段にうるさくなっていると思います。私は、特に夏場の夕方のジェット機の爆音が許せません。

家で窓を開けて窓いでいる時に、ジェット機の爆音が響きわたると夏場の蒸し暑い天候と合わせて、とても不快でイライラするのです。

また、ジェット機の爆音が少しでも変化すると、ついつい空を見上げてしまい、何かトラブルが起きたのではないか、墜落をするのではないかなどと不安な思いに駆られます。

現にYS-11が片肺で着陸していく様子やP-3Cの4機あるエンジンの内1機が完全に停止して着陸する様子を見ることがありました。そんな時、私は、危険と隣り合わせの地域に住んでいると実感するのです。

3. 私が園長を努める幼稚園には、現在、園児113名、教職員12名がいます。日常の爆音の被害を挙げればキリがありませんが、私は、特に、ジェット機の爆音によって幼稚園の始業式・入園式・発表会などの節目の行事の進行が途切れてしまうことに強い怒りを感じます。最近では4月8日午前10時過ぎ、幼稚園の始業式が室内で行われ、私がマイクで挨拶をしている時に、ジェット機が何機か続けて飛んできたことがあります。ジェット機の爆音が鳴り響いている約30秒ほどの間、私は挨拶を中断せざるを得ませんでした。その間、園児はざわざわと落ち着きのない状態となり、保護者もキヨロキヨロとし始め、始業式の萧条とした雰囲気は台無しになってしまいました。幼稚園では、7月に「うちわの会」という音楽会があり、12月には「にじの会」というお遊戯会があるので、昨年、その最中にジェット機が飛んできました。これは、飛び去るまでの間、伴奏のピアノの音や流していたテーマの音楽が全く聞こえなくなっていました。爆音で音楽が聞こえない中でも、一生懸命に歌ったり踊ったりしている園児の姿を見ると、園長としてとても悲しい気持ちになり、爆音を撒き散らしながら飛び去っていくジェット機に対して怒りを覚えます。

年に数回しかない発表会や運動会は、幼稚園にとって貴重なものであり、ジェット機の爆音によって場がしられてしまったり、その楽しいムードが壊されるることは本当に許せません。

4. 私は、幼稚園で園児をいつも見ている立場から、ジェット機の爆音が降り注ぐこの地域は、子供たちの育育や成長に悪い影響が出るのではないかと不安に思っています。ジェット機が飛んできて爆音を浴びせられると、中には立ちすくんでしまう子どもがいます。大人であれば、耳を塞いだり、音源を探ろうとするのですが、子どもの場合は動けなくなってしまう立ちすくんでしまうのです。

その顔にはジェット機の爆音に対して恐怖を感じている表情が明らかに見て取れるのです。私の幼稚園には、学年3歳から5歳までの子どもが通っているのですが、入園間もない子や爆音地域以外の地域に住む子などに、ジェット機の爆音で立ちすくんでしまう子が多くいます。それらの子どもたちは、普段の生活では聞くことのない許容量を超えた爆音を感じて動けなくなってしまうでしょう。また、私には、長男の子で2歳半になる孫がいるのですが、以前、私の幼稚園の庭で遊んでいたときに、ジェット機が飛んできましたことがあり、「ばあばあ」と私の妻のことを呼んで、泣きながら駆けってきたこともあります。このようにジェット機が通り過ぎるたびに子どもが恐怖を感じることは、その健全な発育、成長のために決してよいことではありません。また、教員が園児に物事を伝えたり、説明をしたりしている時に、ジェット機が飛んでくると、話は中断されてしまいます。幼児の集中力の持続時間は、もともと短いこともあります。爆音による教員の話の中止が度々なると、園児たちはそれぞれ別の行動を始め、收拾がつかなくなることもあります。これを見ると、落ち着きのない子どもに育つてしまわないかといつも心配してしまいます。

5. 最後に、私は、もう長いこと爆音の下で生活をしてきており、音を聞いただけでジェット機の機種が分かるくらいになっておりますが、やはりジェット機の爆音は耐えられません。私が住むこの地域は、爆音さえなければ、自然もあり、交通の便もよく、本当に住みよい地域なのです。ぜひ裁判所には、私たち住民の被害の実情をご理解いただき、一刻も早くジェット機などが飛ばないようにしてほしいと願っています。将来、住民やその子どもたちが静かな環境で安心して暮らしていくようにしてほしいと思います。そして、裁判官や国側代理人の皆様には、一度爆音を体感していただきたくお願ひいたします。

本日は、原告の代表として、このような意見陳述の場をもうけていただき、ありがとうございました。

口頭弁論（裁判）の日程が決まりました いよいよ本人尋問が始まります

5月24日（月）16時から横浜地裁で開かれた進行協議で、口頭弁論（裁判）の年内の日程が決まりました。前々から弁護団が要請していた「原告本人尋問の実施」が採用され、9月の口頭弁論から始まります。弁護団では、10～12名の原告の方を本人尋問に立って頂く予定で準備を進めています。

今後の口頭弁論予定

第12回	口頭弁論	6月30日（水）	13時30分開廷
第13回	口頭弁論	9月6日（月）	13時30分開廷
		*原告本人尋問	2名
第14回	口頭弁論	10月20日（火）	13時30分開廷
		*原告本人尋問	2名
第15回	口頭弁論	12月20日（月）	13時30分開廷
		*原告本人尋問	？名（未定）

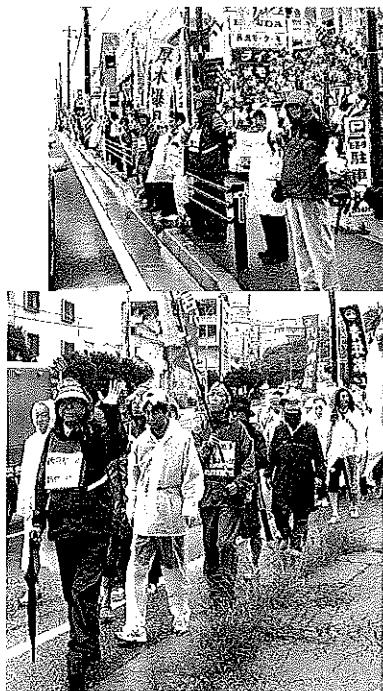
口頭弁論の傍聴よろしくお願いします。

12時30分横浜公園に集合

希望者は事務所又は各支部長まで



5・15沖縄平和行進参加報告



藤沢・茅ヶ崎支部長

藤田 昌彦

5月14日～15日、初めて沖縄平和行進を歩き、16日には藤田団長、斎藤事務局長を含む7名で普天間基地包囲行動に参加してきました。

平和行進第1日目は摩文仁平和記念公園で出発式の後、南城市中央公民館を経て南風原町文化センターに至る18.3kmの行程を踏破しました。

平和記念公園の「平和の礎」には、20万人を越えると言われる沖縄戦の戦没者の氏名が敵味方の区別なく刻まれており、林立する石碑に隙間なく刻印された氏名一人ひとりが戦争の無意味さを訴えているようでした。沿道の小学校の校門前には「平和行進団歓迎」の横断幕を持った先生と生徒がならび、生徒達は小さな手を力一杯振りながら「がんばって」とかん高い声を響かせていました。

細い路地のなかから、遠くのビルの窓から手を振る方々がおり、平和行進が沖縄の人々にとってどのように受けとめられているのかを知ることができました。

2日目は浦添市役所前から出発し、普天間基地を遠望できる嘉数高台公園を経て宜野湾市海浜公園に至る11.3kmの道程でした。途中の休憩所では地元の方にお茶や黒糖、「さーたーあんだーぎー」などをあるまついただき、行進では通常は警察官が行う交通整理、行進整理を地元の若者がその全て担当されていました。無事に行進を終えることができたのも行動をサポートしていただいた無数の方々のおかげだと感謝しています。

16日の普天間基地包囲行動は「大雨洪水警報」が出される中、外周約13kmの基地を1万7千名による手と手をつないだ包囲行動が2度に渡って実現されました。沖縄のFMラジオ局が包囲行動の実況中継を行い、さらにその状況を宣伝カーが流す中、つないだ手が基地をたたった今包囲している事を実感することができました。この包囲行動を私たちちは「全国基地爆音訴訟団連絡会」に参加する嘉手納・普天間・岩国・小松・横田の仲間と共に「普天間基地はただちに閉鎖せよ!」「基地爆音をやめろ!」を訴え、沖縄の「おもてなし」精神で包囲行動を行いました。

地のたらいまわしは許さないぞ」の決意をこめて手を握り合いました。「鉄の暴風」と呼ばれる沖縄戦、米軍による占領支配、4・28サンフランシスコ講和条約締結後も続く米軍政による「銃剣とブルドーザー」による土地の奪取、裏切りの5・15沖縄返還、そして現在の「普天間基地問題」幾多の絶望と失望を経過しつつも、沖縄の人々は明るく元気に「平和の島・沖縄」を望んでいます。平和を求める運動は沖縄の人々の生活の中に深く溶け込んでいくようを感じました。

沖縄の人々にもうこれ以上の「絶望も失望も」押しつけてはならない。その事は本土にいる私たち一人ひとりに「宿題」として問われているように感じます。

「吹き渡る風の音に耳を傾けよ 権力に抗し 復帰を成し遂げた大衆の乾杯の声だ 打ち寄せる波濤の響きを聞け 戦争を拒み平和と人間解放を闘う大衆の雄叫びだ・・・ 聞いをふり返り 大衆が信じ合い自らの力を確かめ合い、決意を新たにし会うためにこそあり・」

自らの力を確かめ合い、決意を新たにし合ひ
抜粋です。祖国復讐闘争碑文(初戸岬)より

陳述書進行狀況

「居住状況陳述書」の作成が進行しています
“有利な判決を勝ち取るために重要な陳述書です”



陳述書
作成風景
一☆☆☆一
弁護士が一面
談議して作成す
り

裁判の中で、被告・国が主張している「危険への接近」(爆音がうるさいことを知っているながら転居してきた)に反論するために必要な、「居住状況陳述書」の作成が、去る4月17日(土)相模原支部を皮切りに行われています。 ほぼ毎週土・日曜日に各支部持ち回りで、コミヤンゼ公民館・自治会の会館など公社施設を会場に行ってています。

ミヒンヤ公氏殿　白石云の霞などと公共競歛を云場に打ちついでいゝ。該当する原告の方々には、作成日の3～4週間前に「下書き用紙」を同封し、案内を郵送しています。裁判に勝つために重要な陳述書となりますが、提出されないと不利な判断が得出されることがあります。原告自身のためめに競歛されないよう努力下さい。

皆ご自身のために欠席されないようご協力下さい。
5月23日現在で、1、696世帯のうち309世帯の方々が作成完了しました。

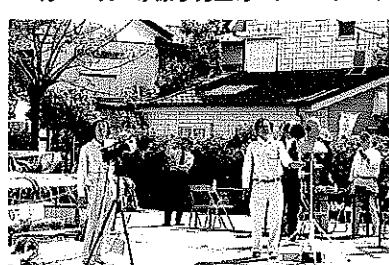
*6月の陳述書作成日程

(作成日)	(作成支部)	(会場)	(案内発送日)
6月 5日(土)	相模原支部 大和第5支部	上鶴間公民館 中央6丁目自治会館	発送済み 発送済み
6月 6日(日)	相模原支部	金子豊貴男事務所	発送済み
6月 12日(土)	大和第3支部	文化自治会館	5/31発送
6月 19日(土)	大和第4支部	大和生涯学習センター	5/31発送
6月 20日(日)	町田支部 大和第5支部	町田市民ホール 中央6丁目自治会館	発送済み 6/2発送

※作業時間は午前9時～ 案内が届いたら速やかに中身ご確認下さい

A decorative horizontal line at the bottom of the page featuring a repeating pattern of diamond shapes.

・・・爆音の酷さを再現するため
爆音の録音を行いました・・



去る5月18日(火)
午前7時30分から、
大和市上草柳八丁目・
みどりの広場44号(旧
・第3次訴訟団事務所
そば)で、厚木基地を
離・着陸する航空機の
爆音を録音しました。

現地で検証する現地検証で、航空機の離・着陸がピタリと止まり、裁判官が爆音の実態を体感出来ない時に、爆音を再現して爆音の酷さを実感して貰うため、音響関係の専門業者、日東紡音響エンジニアリング(株)に委託して行ったものです。

午後3時30分までに記録された主な飛行は次の通りでした

- ・ F/A 18 F & C 戦闘攻撃機が 6 回 (1 0 0 d b 以上 2 回、
8 7 ~ 9 6 d b 4 回)
 - ・ E 2 C (早期警戒機) が 4 回 (8 0 d b 前後)
 - ・ P-3 C (哨戒機) が 2 2 回 (7 2 d b ~ 8 9 d b)
 - ・ X P-1 (次期哨戒機) 1 回 (8 5 ~ 6 d b)